二十六　（略）					
とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにグロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマタントデス、グロキシニア（シーマニア）・プルプラスケンス、コルムネア・エリトロファエア、ソラヌム・ストラモニーフォリウム、とうがらし、トマト、ネマタンツス・ウェッツテイニ、ブルンフェルシア・ウンドゥラタの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	（略）			
二十七・二十八　（略）					
二十九　（略）	トマト、なす及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにとべら、トマト、なす、ひめつるにちにちそう、カリブラコア属植物、バーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	（略）	（略）	（略）
三十～三十五　（略）					
三十六　全ての地域	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
三十七・三十八　（略）					
三十九　中華人民共和国、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、スロバキア、ドイツ、	（略）	えんどう、そらまめ及びひらまめの種子であつて栽培の用に供するもの	（略）	（略）	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるものであること。

二十六　（略）					
トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにグロキシニア（シーマニア）・ギムノストマ、グロキシニア（シーマニア）・ネマタントデス、グロキシニア（シーマニア）・プルプラスケンス、コルムネア・エリトロファエア、トマト、ネマタンツス・ウェッツテイニ、ブルンフェルシア・ウンドゥラタの生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	（略）			
二十七・二十八　（略）					
二十九　（略）	トマト及びペチュニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにとべら、トマト、ひめつるにちにちそう、バーベナ属植物及びペチュニア属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供し得るもの	（略）	（略）	（略）	（略）
三十～三十五　（略）					
三十六　中華人民共和国、イスラエル、トルコ、ヨルダン、イタリア、オランダ、ギリシャ、メキシコ	（略）	（略）	（略）	（略）	（新設）
三十七・三十八　（略）					
（新設）	（新設）				